

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年9月19日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年9月19日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

文化センター 石田センター長、今井主査  
 公共施設マネジメント課 高山課長、落合主査

3 件名

白井市文化会館大ホールの客席天井の改修工法について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・本工事は施設の長寿命化や耐震化に関するものではないが、どのような位置づけか。  
 →利用者に対する安全対策である。

・本工事に対して国の補助制度はあるのか。  
 →補助制度はない。

・複数の工法の中からワイヤー補強を選択した理由は。  
 →文化会館の運営に影響を与えず、安全性を高めることができる工法である。

**【結論・指示】**

- ・ワイヤー補強工事の実施は可とする。
- ・実施時期について、案では令和2年度から実施設計に着手することとなっているが、利用者の安全に関わるものであるため、今年度中に事業に着手すること。予算措置については財政課と十分に協議すること。
- ・今回は文化会館の利用者の安全対策に関する工事であるが、まもなく文化センターの大規模改修工事が必要な時期を迎える。中長期的な視点で、施設水準や利用形態など文化会館のあり方について検討し、整理すること。




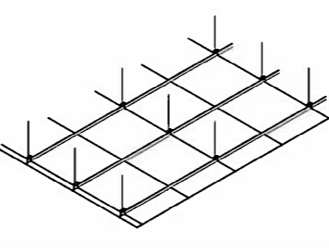
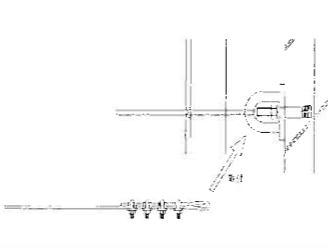
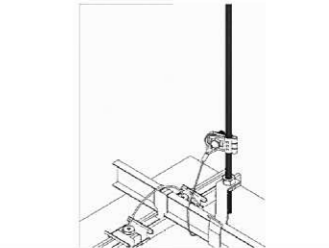
備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 文化センター(会館班)

件名	白井市文化会館大ホールの客席天井の改修工法について					
現状・課題	白井市文化会館の大ホールの客席天井について、東日本大震災後に改正された建築基準法施行令第39条第3項に規定する「特定天井」に該当することから、公共施設マネジメント課による外部委託で状況調査を行った。 調査結果において、「耐震状況として、基準に適合していない既存不適格の状況であり、大規模な地震時には、天井が脱落する危険性がある。」との結果を受けた。					
付議事案	目的	今後の文化センターのあり方が決定していないことから、当面の間は、「大規模な地震時には、天井が脱落する危険性がある。」という現況でのリスクを軽減させ、利用者の安全確保を図る。				
	対応策	客席天井下地のワイヤー補強を行い、破損した天井下地等の落下を防ぐ。 理由 ・安全性を高めることができる。 ・ホールを運営しながら改修工事が施工できる。 ・ほかの工法に比べて安価である。 ・音響性能について既存のままで影響がない。 参考 概算工事費 25,268千円 工期 4か月程度 閉館時期 なし 概算実施設計委託料 3,094千円 概算監理委託料 2,673千円				
論点(決定を要する事項)	ワイヤー補強での天井等の改修工事实施の可否について					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【教育委員会議】 9月3日開催の教育委員会議において、付議事案の内容について了承を得た。					
スケジュール	令和2年度当初予算に実施設計委託料及び概算工事費を計上					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	無	
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 ( ) まで				
参考情報	関係法令等	建築基準法				
	関係課	公共施設マネジメント課				
	事業費	31,035千円 (うち特定財源				千円)

白井市文化センター 特定天井改修工法比較表

工法	吊り天井		その他の天井		落下防止措置		
	① 耐震天井(技術基準に準拠)	② 準構造化天井	③ 膜天井	④ 軽量天井	⑤ 落下防止ネット	⑥ ワイヤー補強	⑦ 天井撤去
参考資料							
	SZ II 特定耐震天井/三洋工業株	SZ G/三洋工業株	膜天井 2辺定着タイプ/太陽工業株	フェノバSZ耐震断熱天井/三洋工業株	セーフネットSZ/三洋工業株	天井落下防止システム/日栄インテック株	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井を撤去し、国交省告示に準拠した耐震天井を新設。</li> <li>壁際のクリアランスや斜め部材、専用クリップ等の施工を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井を撤去後、天井形状のブドウ棚を構築し、天井材を直張りする。</li> <li>建物と天井を一体化することで地震での落下を回避できると考える。</li> <li>(※荷重が増加するため、設計時に検討が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井を撤去後、ブドウ棚に膜天井用の下地枠を設置し、膜材を取り付ける。</li> <li>2kg/m<sup>2</sup>以下なので、万が一破損・落下しても、人的影響が少ない。</li> <li>(※荷重が増加するため、設計時に検討が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井を撤去し、極めて軽量な天井材に換える。</li> <li>2kg/m<sup>2</sup>以下なので、万が一破損・落下しても、人的影響が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井はそのまま、落下防止ネットを設置する。万が一の天井落下時にはネットが天井材を受け止め、避難までの一時的な安全を確保する。</li> <li>(※設計時にケーブル支持部構造体の検討が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吊りボルトと野縁受け、野縁受けと野縁をワイヤーで繋げることにより、落下を防止する。</li> <li>面材が野縁から脱落した場合(ビス抜け等)には、落下を防止できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存天井撤去後、天井内部現しとする。</li> </ul>
工法	撤去・新設	撤去・新設	撤去・新設	撤去・新設	既存	既存	撤去
施工性		△		△		○	
意匠性		◎		△		◎	
音響性能		◎		×		◎	
電気設備工事		○		○		○	
機械設備工事		○		○		◎	
工事期間		△		△		○	
概算工事費(税別)		△		○		◎	
総合評価		○		△		◎	

施工条件が不利であり、採用不可

ホールとしての機能を確保できないため、採用不可

施工不可

ホールとしての機能を確保できないため、採用不可